

平成 28 年度税制改正大綱が決定しました。

新年あけましておめでとうございます。平成 28 年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平成 28 年度税制改正のポイント

『平成 28 年度税制改正大綱』が正式決定しました。

法人課税関係の改正では、法人税率の引き下げ・外形標準課税の拡充・減価償却制度の見直し等が挙げられます。

《法人税率・法人事業税率等の見直し》

現行の法人税率 23.9%が 28 年度には **23.4%**に引き下げられます。

(但し、課税所得 800 万円以下の中小法人の法人軽減税率は **15%**のままです。)

また、法人住民税法人税割の税率引き下げに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人に創設された地方法人税の税率は 29 年度から引き上げ (現行 4.4% →10.3%) になります。

《減価償却制度の見直し》

「建物附属設備」と「構築物」の償却方法について定率法が廃止され、**定額法**に一本化されます。

《企業版ふるさと納税》

青色申告法人が「改正地域再生法の施行日」から「平成32年3月31日」までの間に、

“地方創生推進寄附活用事業 (仮称)” に関連する寄附金を支出した場合、寄付金の損金算入制度に加え、法人事業税・法人住民税・法人税から一定割合 (30%程度) が税額控除できます。